

「知らないと損する！ 労働法と社会保険法」

－ 待った無し！ 時間外労働の上限規制とは？ －

働き方改革のうち、改正労働基準法に関して、会社にとって最も関心が高く、適正な管理を求められるのが「罰則付時間外労働の上限規制」です。

この上限規制が、今年4月1日から中小企業にも適用されることになりました。皆様のところでは対応策ができましたでしょうか？ 時間外労働が全く無い会社はともかく、時間外については悩ましい問題が多々あることと思います。

今回は、特に出版界に特化して、対応策を色々と考えてみました。

また、昨年4月より法改正された、有給休暇付与の義務化の進捗状況や来年4月より施行される「同一労働・同一賃金」の対応策についても解説したいと思います。

今回の講座におきましても、特定社会保険労務士の川端重夫先生にわかりやすく解説していただきます。セミナー後半では、質疑応答の時間をご用意し、皆さまの疑問にお答え致します。多数のご参加をお待ちしております。

—— 主な講義内容 ——

1. 労働時間の原則とは
 - ①法定労働時間
 - ②所定労働時間
 2. 三六協定とは
 3. 特別条項付三六協定
 - a. 1ヵ月最長でも100時間未満
 - b. 2～6ヵ月平均で80時間以内
 - c. 1年間最長で720時間以内
 - d. 特別条項発動は年6回まで
 4. 労働時間の把握・管理方法
 5. 一定時間働いたとみなす制度
 6. テレワークとは
 7. 有給休暇付与義務とは
 8. 同一労働・同一賃金とは
 9. その他の動き
- *進行の都合により内容が変更される場合があります。

講師紹介：川端 重夫(かわばた・しげお)氏 (特定社会保険労務士、川端社会保険労務士事務所長)

1940年生まれ、群馬県出身。富士短期大学経済学部卒業。1960年、平凡社に入社。経理、総務、社長秘書を歴任後、1986年に同社を退職し、同年の社会保険労務士試験に合格。翌年、川端社会保険労務士事務所を開業。現在、東京都高年齢者雇用アドバイザーとして高年齢者雇用の助言活動に携わりながら、200社余りの顧問先の指導にあたっている。

『こうすれば社会保険労務士になれる』（中央経済社）、『労働・社会保険の手続きマニュアル』（日本法令）、『よくわかる 継続雇用制度導入の実務と手続き』（日本実業出版社）などの著書がある。

----- 開催要領 -----

- 日 時 / 2020年3月17日(火) 15時00分～17時00分 (受付14時45分より)
- 会 場 / 出版クラブビル 4F 会議室 <東京都千代田区神田神保町1-32>
(東京メトロ半蔵門線・都営三田線・都営新宿線 神保町駅 A5 出口徒歩2分)
- 受講料 / 1名様 4,000円 (資料代含む・出版クラブメンバー社以外は6,000円) <当日支払>
- 申 込 / 申込書にご記入の上、FAXにてお申込ください (E-mailも可)。
- 問合せ / 一般財団法人日本出版クラブ事務局 柿木・和田 TEL 03-5577-1771

申込書 (切り取らずこのまま送信してください) 日本出版クラブ事務局 柿木(かきぎ)・和田 行			
⇒ FAX 03-5577-1772 E-mail kakigi@shuppan-club.jp			
会社名			
申込者名	(部署:)		
電 話		F A X	
受講者名	1.	4.	
	2.	5.	
	3.	6.	

※ 事前質問も受け付けています。質問内容を kakigi@shuppan-club.jp までお送りください。